

施術所における 広告規制について

～あはき・柔整広告ガイドラインの策定を踏まえて～

内容

- ・ 現行ルール（柔整師法等における広告関連規定）
- ・ 広告ガイドライン策定の経緯と概要
- ・ 世田谷保健所の取組
- ・ 広告不可な事項
- ・ 無資格者に関する広告規制
- ・ 質疑応答

現行ルール（柔整師法等における広告関連規定）

【柔道整復師法】

第二十四条

柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 一 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 二 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 三 施術日又は施術時間
- 四 その他厚生労働大臣が指定する事項

前項第一号及び第二号に掲げる事項について広告をする場合においても、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたつてはならない。

【柔道整復師法第二十四条第一項第四号の規定に基づく柔道整復の業務又は施術所に関して広告し得る事項】

柔道整復師法の第二十四条第一項第四号の規定に基づき、柔道整復の業務又は施術所に関して広告し得る事項を次のように定める。

- 一 ほねつぎ（又は接骨）
- 二 柔道整復師法第十九条第一項前段の規定による届出をした旨
- 三 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
- 四 予約に基づく施術の実施
- 五 休日又は夜間における施術の実施
- 六 出張による施術の実施
- 七 駐車設備に関する事項



法定事項以外の広告は違反となります

事項	○ 広告可能	× 広告不可能	
		例	理 由
① 名 称	〇〇施術所(院)、〇〇鍼灸治療院、〇〇接骨院 等	サロン、カイロ、整体、センター、メディカル、リラクゼーション、サポート、女性専門、レディース、スポーツ、美容、交通事故、漢方、姿勢改善 等	施術技能や効能、対象を限定する文言を含むほか、施術所として分かりにくいため
② 施 設 情 報	電話番号 所在の場所 メールアドレス、URL 施術所開設の届出をした旨 駐車場の有無・場所	施術者の技術など広告可能ではない事項を暗示するルビやURL ・03-****-1374(痛みなし) ・www.katakorinaoru.ne.jp	
③ 業 務	柔道整復 ほねつぎ、接骨 あはき あん摩、マツサージ、指圧 はり、きゆう、もみりようじ やいと・えつ、小児鍼	適応症 捻挫、挫傷(肉離れ)、打撲、脱臼、骨折、むちうち、脚・腰・肩・首、肩こり、腰痛、頭痛、足のしびれ、筋肉疲労、スポーツ障害、関節痛、神経痛、リウマチ、パーキンソン、不眠症、めまい、眼精疲労、猫背、腸セラピー、体質改善、骨盤矯正、ダイエット、むくみ、更年期障害、冷え性、免疫力を高める、生理痛、不妊治療、産後ケア 等	適応症は広告可能事項ではないため
④ 施 術 者	氏名、住所 施術者である旨	施術者の技能・技法・経歴 ・〇〇流、高い技術、根本治療 ・〇〇会員、〇〇のトレーナー 等	技能、施術方法、経歴は広告禁止事項のため
⑤ 施 術 日 時	施術日・施術時間 休日、夜間の実施	「診」と表記すること ・診療日、診察時間、休診日	診療所と紛らわしいため
⑥ 予 約	予約に基づく施術の実施		
⑦ 出 張 施 術	出張による施術の実施、出張可能な地域・時間、住療	「診」と表記すること ・往診、訪問診療	診療所と紛らわしいため
⑧ 医療保険療養費の支給申請	医療保険療養費支給申請ができる旨 ※下記の明示が必要 柔道整復 脱臼又は骨折の患部に係る申請については医師の同意が必要な旨 あはき 医師の同意が必要な旨	各種保険取扱い、交通事故取扱い、労災取扱い	医療保険療養費支給と関係がないため
⑨ そ の 他		料金：30分3000円、無料体験 等 機械名：〇〇電磁治療器 等 効果を暗示するイラスト・写真 芸能人等が利用者である旨 比較優良広告：都内で唯一 等 虚偽誇大広告	広告可能事項ではない又は、広告禁止事項のため

①

▲▲世田谷鍼灸院

②

▲▲世田谷接骨院

④

施術者
 世田谷 太郎：柔道整復師
 世田谷 花子：はり師
 世田谷 次郎：きゆう師

⑤

業 務
 ③ あん摩マツサージ指圧、はり、きゆう
 医療保険療養費支給申請
 ※医師の同意が必要になります。
 ⑧ ほねつぎ、接骨
 医療保険療養費支給申請
 ※脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請は、
 医師の同意が必要になります。

⑦

出張
施術

⑤

20時まで
営業

①

世田谷接骨院

②

世田谷鍼灸院

⑥

電話
予約

②

世田谷区世田谷4-22-35
 TEL: 03-****-****
 H P: https://www.****.co.jp

②

施術所開設
 届出済

②

駐車場
 3 台

施術時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00～12:00	○	○	○	○	○	○	×
13:00～20:00	○	○	×	○	○	×	×

広告ガイドライン策定の経緯

平成30年に厚労省が「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会」を設置して検討を開始しました。
国民に対する情報提供内容のあり方等についての検討を行いました。

<背景>

- ・ 社会保障審議会医療保険部会「あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会」「柔道整復療養費検討専門委員会」において適正化を行うべきとの指摘があった。
- ・ 平成29年に医療広告ガイドラインの見直しが行われた。

約7年の歳月をかけ、令和7年2月に「あはき・柔整広告ガイドライン」が策定されました。

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業
若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広
告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関
する指針

～あはき・柔整広告ガイドライン～

令和7年2月18日

厚生労働省

ガイドラインは全42ページで
構成されています。

厚生労働省のホームページにて
閲覧可能です。

広告ガイドラインの概要

① 広告規制の対象範囲

● 広告の定義

以下の3つの要件を全て満たす場合、広告に該当します

【誘引性】 利用者を誘引する意図がある

【特定性】 施術所が特定できる

【認知性】 一般人が認知できる状態にある（誰もが目にする）

● 広告媒体の具体例

【広告に該当するもの】

チラシ、ポスター、看板、店舗の外装

【広告に該当しないもの】

施術所内の掲示物、ウェブサイト



**インターネットやSNS上の記載は、場合によっては広告に該当します
(バナー広告、一般公開されているSNSの書き込み 等)**

広告ガイドラインの概要

① 広告規制の対象範囲

● 暗示的・間接的な表現の取り扱い

以下のものは直接的な表現ではないものの、広告できないと規定されています。

- ・ 病人が回復して元気になるイラスト
- ・ 施術の効果に関する専門家の談話

② 広告可能事項の解釈や運用

各広告可能事項における広告可否の具体例が列挙されています。

③ 行政が指導を実施する際の留意事項

④ 広告に関する苦情相談窓口の明確化（行政向け）

⑤ 消費者行政担当部署との連携（行政向け）

世田谷保健所の取組

①施術所開設時の指導

事前相談や開設検査時に「施術所広告の手引き」を用いた指導を実施しています。

②訪問指導

不定期の巡回指導、通報による調査指導、ストリートビュー監視を実施しています。

③区民相談窓口の案内

世田谷区ホームページにて違法広告や無資格施術の相談先を案内しています。

④消費生活センターとの連携

消費生活センターに寄せられる相談を情報共有しています。

広告不可な事項

不適切な名称

- ・ 柔整以外の業態と紛らわしい名称
(整体、カイロプラクティック、リラクゼーション)
- ・ 対象者を限定するもの
(女性専門、レディース、子ども、アスリート)
- ・ 効能を含んでいる名称
(姿勢改善、小顔矯正、骨盤矯正)
- ・ 施術所とわかりにくい名称
(〇〇堂、〇〇センター、サロン)

広告不可な事項

医療機関と紛らわしい表現

〇〇治療院（施術業態を含めば広告可能）

メディカル、クリニック

診療、診察、診の表記

（診療日、診察時間、診療中、休診日、初診、往診）

医療保険療養費支給申請ができる旨（※）以外の保険の取扱い

※脱臼、骨折の患部施術に係る申請については、医師の同意が必要な旨を明示する必要あり

各種保険取扱い、労災保険取扱い、交通事故取扱い

広告不可な事項

適応症

捻挫、挫傷（肉離れ）、打撲、脱臼、骨折、
むちうち、肩こり、腰痛、頭痛、
不眠症、骨盤矯正、ダイエット、むくみ、
不妊治療、生理痛、産後ケア

料金

30分／3,000円

無料体験

無資格者に関する広告規制

基本的な考え方

柔整師法の広告規制は対象外となります。しかし、ガイドラインの内容を踏まえ、客観的で正確な情報提供に努めるべきとされています。

掲載すべきでない事項

柔整師法等の法令に抵触するもの

虚偽であったり事実が証明できない内容

優良誤認

サービスの利用を過度にあおるもの

費用を過度に強調するもの

不安をあおりサービス利用を誘導するもの

質疑応答

「往療」の表記は可能ですか？

→可能です。

ただし広告物を全体で見た時に医療機関と紛らわしいと判断される場合は指導対象となります。

本来業務（捻挫、挫傷、打撲、脱臼、骨折）は広告不可なのでしょうか？

→不可です。

過去には暗黙の了解のように扱われていた時代もありますが、法令上は広告できないこととされています。ただし、利用者目線で考えた時、広告すべき事項であるとも認識しています。

質疑応答

フィットネスクラブやジムで施術類似行為が行われていることについて保健所は把握していますか？

→把握しています。

ストレッチ等と称して実施しているものと認識しています。ほぼ無資格者なので、有資格行為が実施されていないかを注視しています。

有資格行為と無資格行為の複合店（接骨院と整体）で、治療トラブルが発生しています。保健所は複合店についてどのように考えていますか？

→治療トラブルについては問題視しています。

ただし、法令上の要件を満たせば複合店を出店することは可能なのでトラブルの事案ごとに慎重に対応していく必要があると考えています。

質疑応答

世田谷区で広告違反の告発事例はありますか？

→ありません。

違反者に対しては行政指導で是正を実施しています。健康被害につながる危険性があり、行政指導にも応じない悪質な事案が発生した場合には、告発を視野に入れた対応を検討する必要があると考えています。

ピクトグラム（腰痛のイラスト等）による広告は可能ですか？

→不可です。

暗示的・間接的な表現に該当するものと考えます。

質疑応答

インターネットやSNS上の違反広告について、サイト運営者に対し保健所から話をしてもらうことは可能ですか？

→可能です。

違反が散見されるサイトについて、状況によっては是正依頼をすること
はあり得ます。事案の規模によっては国や都が対応するものと考えて
います。